告示

○国家公安委員会告示第十七号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成三十年四月五日付けをもって次のとおり模擬運転装置の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成三十年四月二十三日

国家公安委員会委員長事務代理
国務大臣　上川　陽子

型式認定番号	模擬運転装置の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　P18－1	三菱プレシジョンＲＳ－7000ＲＳ－7000－ＫＹＯＨ	三菱プレシジョン株式会社 東京都江東区有明三丁目５番７号
交　P18－2	三菱プレシジョンＲＳ－7000ＲＳ－7000－ＳＴＯＨ	三菱プレシジョン株式会社 東京都江東区有明三丁目５番７号
交　P18－3	三菱プレシジョンＲＳ－7000ＲＳ－7000－ＫＹＦＵ	三菱プレシジョン株式会社 東京都江東区有明三丁目５番７号
交　P18－4	三菱プレシジョンＲＳ－7000ＲＳ－7000－ＳＴＦＵ	三菱プレシジョン株式会社 東京都江東区有明三丁目５番７号
交　P18－5	三菱プレシジョンＲＳ－7000ＬＲＳ－7000Ｌ－ＫＹＯＨ	三菱プレシジョン株式会社 東京都江東区有明三丁目５番７号
交　P18－6	三菱プレシジョンＲＳ－7000ＬＲＳ－7000Ｌ－ＫＹＦＵ	三菱プレシジョン株式会社 東京都江東区有明三丁目５番７号

○総務省告示第百六十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十三第四項の規定により、特定基地局の開設に関する計画を認定したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成三十年四月二十三日

総務大臣　野田　聖子

認定をした日	認定の有効期間	指定した周波数	認定を受けた者の名称	特定基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局の移動範囲
平成三十年四月九日	平成三十年四月九日から平成四十年四月八日まで	三、四四〇ＭＨｚを超え三、四八〇ＭＨｚ以下	株式会社ＮＴＴドコモ	全国
平成三十年四月九日	平成三十年四月九日から平成四十年四月八日まで	一、八〇五ＭＨｚを超え一、八二五ＭＨｚ以下（沖縄総合通信事務所の管轄区域に係るものを除く。）	ＫＤＤＩ株式会社	全国

平成三十年四月九日	平成三十年四月九日から平成四十年四月八日まで	一、八〇五ＭＨｚを超え一、八二五ＭＨｚ以下（沖縄総合通信事務所の管轄区域に限る。）	沖縄セルラー電話株式会社
平成三十年四月九日	平成三十年四月九日から平成四十年四月八日まで	三、四〇〇ＭＨｚを超え三、四四〇ＭＨｚ以下	ソフトバンク株式会社
平成三十年四月九日	平成三十年四月九日から平成四十年四月八日まで	一、八二五ＭＨｚを超え一、八四五ＭＨｚ以下	楽天モバイルネットワーク株式会社

全国　全国　全国

○政治資金適正化委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成三十年四月二十三日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五三九二	三〇、三、三〇	大川　春樹
五三九三	三〇、三、三〇	稲垣　正勝
五三九四	三〇、三、三〇	小山　紘一
五三九五	三〇、三、三〇	石川　靖子
五三九六	三〇、三、三〇	横井登貴子

○政治資金適正化委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成三十年四月二十三日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
四二二三	武田　宗	三〇、三、三〇	本人からの申請
四三六七	太田　恵輔	三〇、三、三〇	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第二十五号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成三十年四月二十三日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
四六七三	東　和宏	五四八二	三〇、三、一六